

Q555. 就業規則に年次有給休暇を当該年度内に消化しないと消滅するという規定を定めることはできますか。

労基法上、年次有給休暇の消滅時効は2年であり、年度内に消化されなかったものは翌年度に繰り越されますので、就業規則に当該年度内に消化しないと消滅すると規定することはできません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成